

令和 2 年 7 月 7 日現在

機関番号：34507

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K00774

研究課題名(和文) フランスの保育者養成制度の改革に関する研究：子どもにとっての保育を支える仕組み

研究課題名(英文) Curriculum reform for the French child care program and the other childcare providers

研究代表者

木下 裕美子 (KINOSHITA, YUMIKO)

甲南女子大学・文学部・講師

研究者番号：70434644

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、フランス社会における子どもにとっての保育のあり方について、保育目的と内容、方法に焦点をあて、保育や保育者養成制度に関する法令を整理し、養成校の教員へのインタビュー調査を通じて手がかりを探った。明らかになったのは以下である。1.再福祉化 2.養成内容の均一化と養成教員のヒエラルキー化 3.幼児教員(EJE)の保育現場からの退行 4.個々の養成学校のイニシアティブによる保育・ソーシャルワークの国際学術教育ネットワークの活性化 5.保育ママ研修との非連続性である。今後の課題は、本研究で明らかになったこれらの動向をもとに、ヨーロッパレベルでの保育の統一化と個別性について検討することである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

フランスにおける保育制度の仕組みや実態に焦点をあてた研究は蓄積されている。一方で、その担い手の養成に関する情報が不足している。本研究では、保育者養成制度の内容とその変革に焦点をあて、子どもにとっての保育の目標とその特徴の一端を明らかにした。保育者養成教育の国際化や保育研究のグローバル化が進展する中、ヨーロッパにおける方向性と調整のあり方について、フランスを例に示唆を提供しうものと考えられる。

研究成果の概要(英文)：This study aimed to investigate childcare in French society. To do so, the purpose and content of childcare, the method, the childcare-related legislation, and the training system for childcare workers in France were examined. This study utilized a documentary survey, interviewed training school teachers and organization. The following insights were gained: 1) childcare has been growing in importance as a measure against poverty; 2) the training is homogenized and praxis-based research results are diffused; 3) educator of young children (educateur de jeunes enfants) is disconnected from the field of childcare; 4) the international academic and educational network has been activated due to the initiative of the training schools; 5) discontinuity with training for childminders (assistante maternelle). Based on the results of this study, we proposed that, among other things, the unity and the individuality of childcare warrants exploration on a European scale.

研究分野：教育学

キーワード：フランスにおける保育の担い手 保育教育の福祉化 保育職のキャリア 大学教育との乗り入れ

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

フランスにおいて、家族政策の枠組みの中で女性の労働市場参加を促す取り組みとして家庭内受け入れと集団保育の充実が求められている。保育の量的拡大と保育労働の創出を期待し、家庭内受け入れを担う認定保育ママの増員が目指されている。一方、グローバル化の中で OECD (2006、星ほか訳 2011) による保育に関する問題提起を通じて「保育は親の就労のための保育の量的な保証であるという考えから、子どもにとっての保育であるという考えに概念がシフトしている」(星 2012) と指摘されるように、社会における保育の関心が量的拡充から質的な向上へと移り、保育職員の能力開発と保育施設の保育サービスの改善が課題となっている。

この課題に対応するため、個人宅にて託児を行う認定保育ママに対しては、認定保育ママ連絡会(Relais d'assistantes maternelles)において研修会や実践報告会などの例会が行われている。

また、この認定保育ママによる受け入れに対して、集団保育は、保育士、保育職適性資格保有者、保育教員、看護師が担っている。この集団保育は、認定保育ママと異なり、保健看護、教育、福祉といった異なる職業文化をもつ職員によって行われている。中でも歴史的に実務家教員たちによって支えられてきた保育教員養成はヨーロッパ共通学位 LMD 制度に連結するよう変更されている(Giampino 2016)。保育教員養成改革に加え、毎日の保育の中で子どもたちに接し、ケアを直接担う保育職適性資格保有者の名称変更や 3 歳未満児に特化した養成制度の検討も行われている。また、EU 域内における人の移動を背景に、多様な文化を社会的価値として受け入れるための新たな保育実践を目指した国際的なネットワークや研修が行われるようになっていく。

このように「親の就労支援のための保育」から「子どもにとっての保育」へと社会における問題意識が変化する中で、保育の質の向上にむけた養成制度の改革や研修制度の充実が社会的課題となっている。一方で、具体的な研修内容に関する調査研究の蓄積が少ないのが現状である。(引用文献)

OECD (2006) Starting Strong2 「OECD 保育白書：人生の始まりこそ力強く」星三和子ほか訳、明石書店

星三和子 (2012) 「ヨーロッパ諸国の保育改革に学ぶ」『諸外国の保育に学び 日本の保育を考える』2012、名古屋大学連携講座「どうする？日本の保育の明日」pp.8-17.

Sylvian Giampino (2016) Développement du jeune enfant, Modes d'accueil, formation des professionnels, Ministère des Familles, de l'Enfance et des Droits des Femmes

2. 研究の目的

こうしたフランスの、ヨーロッパレベルにおいて共通の理念である「子どもにとっての保育」にむけた取り組みを検討するにあたり、保育者の専門職化の観点から、養成制度として実施される「初期養成」と「継続的研修」の内容を整理することが必要である。大学教育に連結する保育教員課程の仕組みを把握し、フランスにおける保育者養成制度の動向を探ることも重要になる。加えて、フランス国内の研修制度(研究のテーマ、提供者、参加者や仕組み、方法)とともに、フランスが模索するヨーロッパレベルで行われる実践の共有や情報交流の取り組みを参照することによって、「子どもにとっての保育」の仕組みづくりがどのように展開されているのか、内容と課題について明らかにすることが本研究課題の目的である。

具体的には下記の3つの観点から検討を行う。

第一に、「親支援としての保育」と「子どもにとっての保育」という2つの観点から見た保育の調整にあり方を明らかにすることである。

第二に、ヨーロッパ圏内における保育の共通枠組みと保育教員成制度の改革を踏まえ、フランスにおいて求められる保育教員に求められる技能や能力を明らかにすることである。

第三に、地域連携を基盤として実施されるヨーロッパレベルの取り組みへの参加や教育学术交流ネットワーク形成を開始するフランスの事例を参照し、保育教員養成のグローバル化の方向性について検討することである。

3. 研究の方法

本研究は、フランスを事例として、国内とヨーロッパレベルにおける保育を担う人材育成における調整過程の実態を探るものである。

この観点から、第一に、ヨーロッパレベルの指針を参照しつつ変動するフランスの保育に関する政策動向を、政府等による報告書、統計や資料等をもとに明らかにする。特に、保育の質の向上に向けた具体的な提案を行う Giampino 調査報告書の内容を把握し、フランスにおいて認知される保育者に求められる能力を明らかにする。

第二に、フランスの保育に携わる中心的な人材として、5つの職業資格(個別受け入れを行う認定保育ママ(assistantes maternelles)、保育職適性職業資格(CAP en petite enfance)、保健看護分野の職業アイデンティティの強い保育士(auxiliaire de puériculture)、職業制度認定制度(VAE)、保育教員(éducateurs de jeunes enfants))に着目し、それらの(非)連続性を確認したうえで、研修や養成課程の内容およびその改革について把握を行う。

第三に、文献調査を中心としたこれらの作業に加え、認定保育ママや養成学校教員へ研修を提供する企業や組織(保育所含む)、養成学校を訪問し、現地調査を行う。保育の質の向上を目指した研修や養成課程改革に取り組む関係者の認識や実際の運用を明らかにする作業である。加

えて、養成校による国際交流や研修の目的や内容に着目し、ヨーロッパにおける養成制度にみる国際ネットワーク形成の動向を把握する。

4. 研究成果

研究成果としては研究報告にむけた資料作成が挙げられる。加えて研究過程で参加の機会を得た共同研究を通じ、教育活動への成果の還元や国際学術交流への足掛かりを得たことである。

第一の研究目的である「親支援としての保育」と「子どもにとっての保育」の観点から、3つの方針：2018年7月「親支援のための全国戦略」、2018年7月「国と全国家族給付基金における目標・運営協約(COG)」、2018年9月「貧困予防と削減に向けた戦略」を通して、乳幼児の子育てに関わる親の困難が可視化されている。保育教育の枠組みにおいて、その質を考慮するために子どもの貧困問題が改めて焦点化され、その保育専門職養成課程の内容に影響を与えることが予想された。あわせて、2000年8月デクレおよび2017年3月保育指針・全国保育憲章(10項目)により、保育における親のパートナーシップに対する理解が深まっている。こうした関心の広がりに応じ、研究調査の過程で「親支援としての保育」と「子どもにとっての保育」が交差する場となるアクションリサーチに参加し、目的、方法と内容について知見を得ることができた。日仏交流として日本で実施し、結果を参加者に共有、還元した。この活動は調査協力の連携を深めることに結び付いた(養成学校教員、保育職員、親の会メンバーおよび子育て・保育担当議員)。その活動内容について発表した。

第二の目的について明らかになったことは、養成課程改革の課題である。2017年デクレによる保育者学位と大学学位を連動させる改革では、実施のための具体的な言及が欠けており、養成校の対応にとって新・旧のはざまにある学生対応への不安が残った。また、大学教育との連動について、Giampino 報告書(2016)で提案される職業地位向上との関連性も不透明であった。地域レベルの目を向けると、親たちが参加してきた「親たちの家」の閉鎖が確認される地域もあり、国レベルの保育政策の支援対象に貧困や障がいといった福祉的介入の側面が明示化される一方、緩やかな交流や支援を行う場の縮小がみられる矛盾も生じている。こうした動向は、保育教育職がソーシャルワーカーとして統合される養成課程改革と平行してみられる現象のひとつである。これらの研究成果の一端を発表した。

こうした背景のもと行われているフランス国内における保育教員養成課程の仕組み・改革案をめぐる現況を検討するため、パリ隣接都市マラコフ、リヨン、イゼール県都市エシロル、リールにある保育教員養成を行う学校を訪問し、学校長、実習担当者や国際交流事業の担当者を対象に、制度改革に関連したプログラム、実習に関する聞き取りを行い、LMD学位制度を考慮した各教育施設の対応と認識について調査を行った。

集団保育を担う職員には、保育職適性職業有資格者、保育士、保育教員、看護師がいる。先に挙げた全国保育憲章や Giampino 報告書の職業地位向上を背景に、保育職適性職業資格は2017年のアレテにより CAP Accompagnant éducatif petite enfance (CAP AEPE) に名称を変えた(2019年以降)。それは大きく2つの観点からのニーズに応えるものである。1. 保健領域と福祉・教育領域に分担された保育分野を統合すること、0歳から6歳までの保育教育の連続性を強化すること。2. 他の学位にキャリアアップできるようにすること、社会人のキャリア形成に合わせることを目指したものである。能力として、親の意思を尊重しつつ、子どもの発達を支援することが求められる。つまり、これまで保健分野の保育士と看護師、福祉・教育分野の保育教員という2つの職業文化に分断されていた保育者文化を「子ども期の支援」として位置づけ直すものである。ところで、多くの場合、フランスでは認定保育ママが個別保育を担っている実態がある。今回、CAP AEPE に改正されたことにより、保育ママは職業経験認定制度(VAE)や独学での自由受験者として取得することによって集団保育でのキャリアを積むことが容易になった。リールで訪問した保育所では、集団保育所における認定保育ママとの協働保育に向けたイノベティブな連携が行われようとしていた。しかし、この取り組みは1年で打ち切りとなっている。その原因は認定保育ママと集団保育を担う職員との保育観やそれに基づく支援・ケア方法の違いであった。こうした取り組みは今後も模索されると考える。その理由として、2018年の「社会の信頼を得る行政サービス法(loi pour un Etat au service d'une société de confiance: ESSOC)」において、保育の質に関する側面についてはオールドナンスによって「子どもの利益にそって、現場の状況にあわせ、特例を設ける」など具体的な運営内容が決められることになっているからである。このオールドナンス案では、家庭内受け入れにおいて保育カンファレンスを保育ママ連絡センターや保育所内で行うことが含まれており、家庭内受け入れと集団保育の連携が可能となる方向性をもっている。したがって、両者は法令上異なる規定に従うものであるが、このオールドナンス案およびCAP AEPEを通じた保育ママのキャリアアップの可能性を考慮すれば、今後、家庭的受け入れと集団保育の混成は進む可能性がある。

このCAP AEPEのキャリアの先に保育教員が位置づけられている。本研究では、保育を担い手に親協働や地域連携に関わる能力が求められる中、2005年の保育教員学位(EJE)改革に続き、2018年に行われた養成制度改革の争点と調整内容について、保育政策および保育者養成制度に関する法令整理した。明らかになったのは以下である。第1の目的で述べた1. 貧困対策としての保育の重要性と社会的介入の役割の高まり(再福祉化) 2. 養成内容の均一化と養成教

員のヒエラルキー化 3. 幼児教員 (EJE) の保育現場からの退行 4. 個々の養成学校がイニシアティブをとり、拡張を目指す保育およびソーシャルワークの国際学術・教育ネットワークの活性化 5. 保育ママ研修との非連続性、である。具体的には、2. に関して、職業経験認定制度 (2002 年 社会近代化法で導入) による保育教員へのキャリア形成、保育教員の職業資格レベル から の昇格 (2021 年卒業生から) と下位資格のキャリアパスが整備されたことである。入学に際しては、2018 年 8 月 3 月法により 2019 年からプラットフォーム Parcoursup を通じて書類選考が行われ、口頭試験による選抜が行われている。この改革ではソーシャルワーク共通基礎カリキュラムが導入され、他の福祉職へのリカレントを可能にした。すでに一部で行われていた大学・養成校の教育連携に関する協定は 2013 年以降行われているヨーロッパ単位互換基準に則り、学士相当に認定されることになった。一方で、管理職レベルへの位置づけは、保育教員を子どもたちに直接かかわる支援の現場から離れてしまい、組織マネジメント能力を強化する求めに応じる結果をもたらしている。各施設の保育理念を実践に結び付けるのは保育士や保育適性職業資格をもつ職員となり、保育教員は職務の理想と現実のズレを経験している。したがって、上級職へのキャリアパス等のニーズと実態について明らかにすることは今後の課題である。キャリアパスの理由の一つとしては、2. に挙げるように、現場職員としてではなく、将来の保育教員を養成する側に立ちたいという希望と養成教員として求められる要件を満たす必要性からではないかと考え、今後、インタビュー調査を継続する予定である。4. について具体的には、フランスの保育士養成校を訪問するベルギーやアルゼンチンの教育機関関係者との会合に参加し、国際交流を通じてフランスが認識する課題と目指す取り組みについて情報収集を行うことができた。加えて、養成校が主催する国際保育研究会で日本側のコーディネーターとして協力しながら、国際学術交流の位置づけと戦略について知見を得ることができた。これは第三の研究目的に関連して行った。

現時点の研究では、一連の改革から把握される専門性や養成内容の変化は、具体的な社会的課題に対するフランス固有の教育的立場を再考するというよりも、職位性に関わる政策的な調整としての要素が強く、ヨーロッパレベルの大学システムに合わせた学術研究の交流が進みつつあることである。したがって、今後、本研究で明らかになったこれらの動向をもとに、ヨーロッパレベルでの保育の統一性と個別性について、具体的な取り組み例から検討する必要がある。

本研究では、保育者養成制度の内容とその変革に焦点をあて、子どもにとっての保育の目標とその特徴の一端を明らかにした。今後の研究課題が多く残されたものの、日本において保育の担い手をグローバルに養成する制度を検討するにあたり、ヨーロッパにおける保育と統一化と個別性への配慮をもとに養成制度の調整を行うフランスの例から示唆を提供しうるものとする。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 木下裕美子	4. 巻 第54号
2. 論文標題 大学授業における日仏の子育てに関するワークショップの開発と実践 その2	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 甲南女子大学研究紀要	6. 最初と最後の頁 21-28
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 木下裕美子	4. 巻 71(4)
2. 論文標題 保育の多元化とエージェントの可能性：フランスにおける保育企業の事例から	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 同志社大学経済学会『経済学論叢』	6. 最初と最後の頁 301-332
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件/うち国際学会 1件）

1. 発表者名 Yumiko KINOSHITA
2. 発表標題 La possibilite de la nouvelle solidarite a la lumiere du care (kosodate) de la petite enfance
3. 学会等名 Aifris (Association Internationale pour la Formation, la Recherche et l'Intervention Sociale) (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 木下裕美子
2. 発表標題 フランスにおける保育システムとアクター（2000年代以降）
3. 学会等名 日本保育学会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 梅田直美 編著、巽真理子・木曾陽子・林尚之・木下裕美子・上田有里奈	4. 発行年 2018年
2. 出版社 大阪公立大学共同出版会	5. 総ページ数 88
3. 書名 子育てと共同性 社会的事業の事例から考える OMUPブックレットNO.62	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----